

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第4回） 議事要旨

1 日時

令和4年6月21日 午後5時頃～午後6時頃まで

2 協議会の方法

Web会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

ア 支援制度について

日弁連の構成員から、個別の支援活動を取り上げて議論するのではなく、犯罪被害者が、捜査段階から弁護士による支援を途切れることなく受けることができるような制度の構築がなされるべきであるとの意見が出された。

これに対し、上記のような支援制度の構築を議論するとしても、個別の支援活動の必要性・相当性、弁護士によることの意義・効果等は検討せざるを得ず、また、犯罪被害者支援弁護士制度検討会で指摘を受けた課題についても検討する必要がある旨の指摘がなされた。

イ 検討対象とすべき犯罪類型について

支援ニーズの高さ等を踏まえ、まずは、性犯罪について検討していくことが確認された。

ウ 検討すべき論点について

論点として、具体的な対象犯罪、被害者の認定、支援の時期（始期・終期）、利用要件、支援内容、報酬の在り方、利用者の費用負担等を議論していく必要があることが確認された。

(2) 今後の予定等

ア 次回以降の進め方等について

日弁連において、次回の会議の前までに上記(1)ウについて検討し、その結果を踏まえて議論していくこととされた。

日弁連において、現在、犯罪被害者支援団体等を対象とするアンケート調査を実施中であり、その結果については、今後、本協議会で報告することが確認された。

この点に関し、性犯罪を始めとする犯罪類型ごとに、支援ニーズや実際に実施した支援活動も調査する必要があるのではないかとの指摘がなされ、日弁連において、実施の可否等を検討することとされた。

イ 次回の会議について

次回（第5回）の会議は、令和4年7月27日午後5時からと指定された。